

西荻英語絵本の会 会則

(名 称)

第1条 本会は、西荻英語絵本の会と称する。

(目的及び組織)

第2条 英語絵本および海外の絵本の読み聞かせや交流会などにより、楽しさを伝え、広める活動を行うことを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 「えいごえほんおはなしかい」など、英語絵本を中心に楽しむ会を行うこと。
- (2) 「大人の英語絵本の会」など英語絵本や海外の絵本をテーマにした交流会を行うこと。
- (3) その他、関連する情報交換会、講演会、交流会などを開催すること。

(役 員)

第4条 本会に次の役員をおく。

代 表 者 1 名

(役員を選出)

第5条 代表は、会員の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員は、任期終了後でも後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

(代表の任務)

第7条 代表は、本会を代表して会務を行う。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(その他)

第9条 この回の施行にあたり必要な事項は会員にはかり別に定める。

附 則

本会則は、平成28年 4月 1日より施行する。